

平成20年4月1日

正 誤 表

平成19年度事後事業評価書要旨（平成19年7月10日公表）について、以下のとおり訂正

現在掲載している資料は修正後のものです。

評価書要旨6ページ

「情報通信システム整備促進事業」

3 政策評価の観点及び分析等

（誤）

・**有効性**：本事業は、ソフトの企画・開発を目的としているものであることから、単にソフト開発の有効性・効率性を評価することが困難なため、一体的に整備を実施している地域公共ネットワークの全国普及状況をもって指標とすると、平成14年度で34.2%であった全国整備が本事業終了時の平成17年度においては71.6%へと飛躍的に高まっていること、更には地方公共団体では、地域住民への各種情報提供の手段を電子媒体によりシステム化する流れが加速する中、平成7年以降急激にその整備が進められ、個々の住民ニーズに対応したシステムを構築するため、ソフトの企画・開発が必要不可欠であったことから、本施策の有効性は認められる。

（正）

・**有効性**：本事業は、システムの企画・開発を目的としているものであることから、本事業による補助を受けて行われたシステム開発数や当該システムの運用の状況を把握することをもって有効性の指標とすると、本事業721件により、2,309に上るシステムが開発され、比較的短期間のうちに陳腐化が進んでしまうとされている情報通信システムにもかかわらず、依然、高い稼働率を維持しており、住民サービスの向上を図るために活用されていることから、本事業の有効性が認められる。